

国の重点支援地方交付金を活用した 飯南町商工業者物価高騰等対策応援金



町内商工業者の方へ

物価高騰や人件費上昇など、経費負担増による影響を受けている事業者に応援金を支給し、事業の継続を支援します。

■対象事業者 町内に主たる事業所等を有する中小企業者、小規模事業者、個人事業主
※町内に主たる事業所等がない場合でも、常時使用する従業員数が5名以上の場合は対象。

■支給対象要件

- (1)中小企業信用保険法施行令の規定に基づき、島根県信用保証協会が対象とする業種で事業を営んでいること
- (2)現に事業を継続中で、確定している直近1年分の売上高(収入金額)が **20万円を超えていること**
- (3)町税等の滞納がないこと
- (4)飯南町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

■支給金額 ※1事業者につき1回まで

区 分	常時使用する従業員数 (R7.12.1現在)	支給額
区分 1	1 名	50,000円
区分 2	2 名～5 名以下	100,000円
区分 3	6 名～9 名以下	150,000円
区分 4	10名～19名以下	200,000円
区分 5	20名以上	250,000円

※事業初年度の事業者は、従業員数に関わらず**一律50,000円**を支給します。

※常時使用する従業員数とは、有給役員、事業主本人、パート、アルバイト、派遣社員を含み、従業員にあつては原則、雇用保険に加入している者としてします。

■申請期間 令和8年3月10日(火)必着

※支給対象要件の(1)について、
農林漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、
宗教、政治・文化団体、公務を**除く業種が**
支給対象となります。



詳しくはこちら↓



【問い合わせ・申請先】

飯南町商工会本所 ☎0854-76-2118

支援センター ☎0854-72-0907